

郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月28日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第38号

郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年郡山市条例第67号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（管理運営等） 第10条 認定こども園の設置者は、次に掲げる基準に従い、管理運営を行わなければならない。 (1)～(11)（略） <u>(12)法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この号において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じること。</u>	（管理運営等） 第10条 認定こども園の設置者は、次に掲げる基準に従い、管理運営を行わなければならない。 (1)～(11)（略）

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。